

条 例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第六号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年埼玉県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「報酬が日額以外の方法によつて定められている職員又は報酬のない」を「前三号に掲げる者以外の」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。